

# 令和健康科学大学学生表彰規程

## (趣旨)

第1条 この規程は、令和健康科学大学学則第38条第2項の規定に基づき、令和健康科学大学（以下「本学」という。）の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

## (表彰の基準)

第2条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について、行うものとする。

- (1) 学業において、成績が特に優秀で、かつ、他の学生の模範になると認められる者
- (2) 課外活動において、特に顕著な成績を挙げ、かつ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、社会的に高い評価を受け、かつ、本学の名誉を著しく高めたと認められる者
- (4) その他前各号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

## (表彰対象者の推薦)

第3条 各学部長、各課外活動サークルの顧問等は、前条各号（第1号を除く。）のいずれかに該当すると認める者を学長に推薦することができる。

2 各学部長は、前条第1号に該当すると認める者を学長に推薦することができる。

## (表彰者の選考及び決定)

第4条 学長は、前条の規定に基づき推薦された者について、学生委員会の議を経て選考の上、表彰される者（以下「表彰者」という。）を決定する。

## (表彰の方法)

第5条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に添えて、記念品を贈呈することができる。

## (表彰の時期)

第6条 表彰は、表彰者が決定された後、速やかに行うものとする。ただし、第2条第1号に規定する者の表彰は、原則として当該者の卒業に係る学位記授与式において行うものとする。

## (その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和 4 年 10 月 14 日から施行する。